

別表六の二(十一)
「27」又は「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六の二(十一) 令四・四・一以後終了連結事業年度分

連 結 法 人		連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	20	円	
各	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1		円	
	調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(20)}$	2		円	
連 結 法 人	取得価額の合 (別表六の二(十一)付表「9」)			円	
	税 額 控 除 限 $(3) \times \frac{7}{100}$			円	
法 人 分	調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	5		円	
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	6		円	
の 前 期	法 人 税 額 基 準 額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7		円	
	当期税額控除可能額 (4)と(7)のうち少ない金額)	8		円	
に 対 する	調整前連結税額超過構成額 $(26) \times \frac{(8)}{(25)}$	9		円	
	当期税額控除 (8) - (9)			円	
お 前 期	繰越税額控除限度 (38の計)			円	
	調整前連結税額 $(29) \times \frac{(1)}{(22)}$			円	
結 算	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	13		円	
	個別帰属額基準額の残額 (13)又は(13)-(8))-(別表六の二(二十)「9」)	14		円	
の 前 期	法 人 税 額 基 準 額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15		円	
	当期繰越税額控除可能額 (11)と(15)のうち少ない金額)	16		円	
に 対 する	調整前連結税額超過構成額 $(33) \times \frac{(39の①)}{(30)} + (34) \times \frac{(39の②)}{(31)}$	17		円	
	当期繰越税額控除額 (16) - (17)	18		円	
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (10) + (18)	19		円	
	繰越税額控除限度超過額を有する各連			円	
法 人 分	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	25		円	
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑥」)	26		円	
の 前 期	当期税額控除額の合計額 (25) - (26)	27		円	
	総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100}$	28		円	
に 対 する	総調整前連結税額基準額の残額 (28)又は(28)-(25))-(別表六の二(二十)「26」)	29		円	
	繰越税額 (各連結法人の(39の①)の合計)	30		円	
結 算	繰越税額 (別表六の二(三)付表「2の②」)	34		円	
	合 計	35		円	
の 前 期	当期繰越税額控除額の合計額 (32) - (35)	36		円	
	法人税額の特別控除額の合計額 (27) + (36)	37		円	
に 対 する	各連結法人に於ける当期の繰越税額			円	
	連結事業年度又は事業年度			円	
の 前 期	前期繰越額又は当期税額控除限度額	38		円	
	当期控除可能額	39		円	
に 対 する	翌期繰越額 (38) - (39)	40		円	
	計			円	
の 前 期	当期分	(4)		円	
	合 計			円	

「27」欄
 中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の11第2項」
 ② 「区分番号」欄：「10042」
 ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額

「36」欄
 中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の11第3項」
 ② 「区分番号」欄：「10043」
 ③ 「適用額」欄：「36」欄の金額